

【日 時】 令和4年8月30日（火） 11時00分～

【場 所】 新居浜市消防防災合同庁舎（5階）

【項 目】

（1）令和4年 第4回新居浜市議会定例会議案概要について

・ 令和4年度補正予算 ほか

※コロナ禍における原油価格・物価高騰対策支援、学校給食センター建設事業、道路整備事業等の予算措置について

（2）新型コロナウイルス感染症対策について

・ 新型コロナウイルス感染状況

・ 新型コロナワクチン接種状況など

（3）新居浜市プレミアム付き地域応援券について

（4）ごみ処理券使用方法の啓発動画について

発表内容

<司会>

ただいまから定例記者会見をはじめさせていただきます。なお、担当部局が出席しておりますので、詳細等につきまして確認事項がございましたら、会見終了後、そちらでお受けしますので、よろしくお願いいたします。それでは、最初に市長からあいさつを申し上げます。

（1）令和4年 第4回新居浜市議会定例会議案概要について

・ 令和4年度補正予算 ほか

※コロナ禍における原油価格・物価高騰対策支援、学校給食センター建設事業、道路整備事業等の予算措置について

・ 感染防止啓発動画・懸垂幕の制作

<市長>

おはようございます。

本日は定例記者会見にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、はじめに、新型コロナウイルスの感染状況といたしましては、8月23日に愛媛県において「B.A.5医療危機宣言」が発出され、市民の皆さまにも行動制限へのご協力をいただいている中ではございますが、依然として高い水準となっております。

感染された方の一日も早いご回復をお祈り申し上げる次第でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

8月30日に召集告示いたしました「第4回市議会定例会」は、9月6日に招集いたします。

今議会に提案いたします補正予算では、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策支援をはじめ、学校給食センター建設事業、道路整備事業等などについて、予算措置いたしております。

す。

また、予算議案以外については、「財産の取得」などの一般議案のほか、「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定」などの条例議案を上程することといたしております。その他、各議案等の詳細につきましては、企画部担当課から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

<司会>

ただいま、市長から説明申し上げましたとおり、

8月30日に招集告示されました9月市議会定例会の日程につきましては、9月6日開会となっております。

また、今回提出されます議案につきましては、お手元の議案書のとおりでございまして、報告6件、認定2件、一般議案5件、条例議案7件、予算議案2件の合計22件です。

なお、追加提出を予定しておりますものに、予算議案1件、人事議案2件の合計3件がございます。

それでは、予算関連の報告及び予算議案につきましては財政課から、また、一般議案、条例議案及び追加提出予定議案につきましては、総合政策課から、それぞれ説明させていただきます。

それではまず財政課長藤田から説明いたします。

<財政課長>

それでは、予算関連の議案等について、ご説明いたします。

はじめに、報告議案でございます。

議案書の4ページから11ページをご覧ください。

報告第15号から報告第17号「令和3年度新居浜市継続費精算報告」につきましては、一般会計、工業用地造成事業特別会計及び公共下水道事業会計において継続費を設定して事業を進めていた、斎場施設整備事業など8事業について、事業の完了に伴い、継続費の精算報告を行うものでございます。

13ページをご覧ください。

次に、報告第18号「健全化判断比率の報告」につきましては、令和3年度決算に基づく実質赤字比率など4項目の健全化判断比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものでございます。

15ページをご覧ください。

報告第19号「資金不足比率の報告」につきましては、水道事業など5公営企業の令和3年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものでございます。

17ページをご覧ください。

報告第20号「専決処分した事件の承認」につきましては、崩落が発生した市道「河又東平線」について、その後の調査により被災の拡大の恐れが判明したため、追加工事にかかる予算措置について、令和4年度一般会計補正予算(第3号)を専決処分したもので、報告し、承認を求めるものでございます。

18ページから21ページをご覧ください。

次に、認定議案でございます。

認定第1号及び認定第2号につきましては、決算の認定でございます。

認定第1号は、令和3年度新居浜市水道事業会計決算、工業用水道事業会計決算、及び、公共下水道事業会計決算について、また、認定第2号は、令和3年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び渡海船事業特別会計ほか5特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付すものでございます。

これらのうち、一般会計と特別会計の決算の概要について、簡単にご説明いたします。お手元に配布しております「令和3年度決算と主要な施策の成果等に関する説明書」の9ページをお開きください。

まず、一般会計では、歳入決算額が、581億3,869万8千円、歳出決算額が、570億4,706万2千円となっており、形式収支は、10億9,163万6千円、実質収支は、9億8,391万8千円となっております。

また、特別会計では、介護保険事業、後期高齢者医療事業、及び、工業用地造成事業について、黒字決算となっております。

続きまして、議案第64号、第65号の予算議案につきまして、お手元の「令和4年度9月補正予算案の概要」でご説明いたします。

1ページをご覧ください。

はじめに、予算規模でございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関する、国の地方創生臨時交付金を活用した事業や、学校給食センター建設事業の公共事業をはじめ、道路整備事業などの単独事業のほか、認定農業者経営発展支援事業費などの施策費について、予算措置を行っております。

この結果、一般会計では、補正額4億1,202万6千円の減額、補正後の予算総額は、531億5,047万9千円となり、対前年度同期比は、3,728万円、0.1%の減となっております。

また、介護保険事業特別会計では、補正額1億9,722万3千円の追加、補正後の予算総額は、141億9,934万7千円となっております。

2ページをご覧ください。

次に、補正予算の主な事業について、ご説明いたします。

まず、コロナ禍における原油価格・物価高騰などにより、事業に打撃をうけている事業者に対し、国の地方創生臨時交付金を活用し支援を実施する事業費として、全体として1,260万9千円でございます。

3ページをご覧ください。

学校給食センター建設事業につきましては、令和5年9月開業の予定で建設を進めてきておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響によって、資材の高騰や納期の遅れ等により、開業の予定を令和6年9月に変更いたします。それに伴う事業費の変更や年割額の変更を掲載してある表のとおり行うものです。

4ページをご覧ください。

認定農業者経営発展支援事業費につきましては、認定農業者である2経営体が行う設備投資に県と協調して補助を実施するもので、事業費は131万4千円でございます。

次に市単独土地改良事業・農道維持管理事業につきましては、農道などの維持修繕や舗装などに必要な事業費は7,000万円でございます。

5ページをご覧ください。

道路整備事業につきましては、市民生活に密着した市道の改修・修繕・舗装を行うための事業費として1億1,000万円。一般下水路整備事業につきましては、河川水路の改修や維持補修・浚渫に要する事業費として2,000万円でございます。

6ページをご覧ください。

補正予算の款別歳入と経費別歳出でございます。

歳入につきましては、国庫支出金と市債は減額に、県支出金、繰入金は増額など、内訳は表に記載のとおりとなっております。

歳出につきましては、施策費が3,509万2千円、単独事業費が2億789万9千円の追加となっており、公共事業費が6億5,501万7千円の減額となっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算の事業についてでございます。

償還金につきましては、令和3年度決算における国庫支出金等の精算に伴い、所要額を償還するもので、事業費は1億3,177万2千円でございます。

次に、介護給付費準備基金積立金につきましては、令和3年度決算剰余金を基金に積み立てるもので、事業費は、6,545万1千円でございます。

以上で予算関連議案等の説明を終わります。

<司会>

続きまして、一般議案、条例議案及び追加提出予定議案につきまして、総合政策課長加地から説明いたします。

<総合政策課長>

総合政策課、加地でございます。

私の方からは、一般議案5件、条例議案7件について、議案書に従い、ご説明いたします。それでは、議案書の22ページ、23ページをご覧ください。

まず議案第52号、「財産の取得」につきましては、渡海船「おおしま7」に係る共有持分100分の90を取得しようとするものでございます。

次に、議案書24ページから41ページをご覧ください。

議案第53号から議案第56号までの、「工事請負契約」につきましては、東田団地2号棟に係る新築建築工事、電気設備工事及び機械設備工事並びに令和4年度清掃センター定期点検整備工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案書の42ページ、43ページをご覧ください。

議案第57号、「新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担

に係る限度額の見直しを行うものがございます。

次に、議案書の44ページから47ページをご覧ください。

議案第58号、「新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国家公務員に準じて、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、及び所要の条文整備を行うものがございます。

次に、議案書の48ページ、49ページをご覧ください。

議案第59号、「新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「国家公務員退職手当法」の一部改正に準じて、失業者の退職手当の支給期間に関する特例を定めるため、及び特定退職者の退職手当の給付日数に関する暫定措置の延長等を行うものがございます。

次に、議案書の50ページ、51ページをご覧ください。

議案第60号、「新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、固定資産税の特例措置の適用を受ける地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限及び特別償却設備を新設し、又は増設する期間を延長するものがございます。

次に、議案書の52ページ、53ページをご覧ください。

議案第61号、「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る手数料を徴収するため、及び所要の条文整備を行うものがございます。

次に、議案書の54ページ、55ページをご覧ください。

議案第62号、「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、特定公共賃貸住宅に入居することができる者に里親制度における里子等と同居する者を追加するため、及び所要の条文整備を行うものがございます。

次に、議案書の56ページ、57ページをご覧ください。

議案第63号、「新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、新居浜市火葬場の待合室に係る使用料の額の改定を行う等、新居浜市火葬場の使用について見直しを行うものがございます。

次に、今回追加提出する案件は予算議案1件、人事議案2件の合計3件を予定しております。以上でございます。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策について

<市長>

「新型コロナウイルス感染状況について」でございますが、お盆明け以降、曜日によっては200人を超える陽性者が確認されるなど、依然高い数字が続いております。

このような中、8月23日に県が8月末を期限としていた「BA.5対策強化宣言」を9月16日まで延長し、行動制限にも踏み込んだ「BA.5医療危機宣言」を発出いたしました。本市におきましても、医療機関の入院病床がひっ迫しており、一般診療や救急医療にも支障が生じかねない状況が続いております。こうした状況を踏まえ、また県の医療危機宣言を受

け、特に「保健・医療のひっ迫回避」に向けまして、会食ルールの強化、イベント対策の徹底・強化、市有施設の利用制限等の要請、症状に応じた適正な医療受診などについて、市民、事業者、各種団体の皆さまへ、さらなる感染防止対策の強化を呼びかけているところでございます。

また、現在、旧上下水道局庁舎で毎週月曜日、水曜日、金曜日に実施しております無料で受けられるPCR検査センターの開設を9月末まで延長いたしましたので、感染に対して不安を感じておられます無症状の方は、ご利用いただきますようお願いいたします。

次に、「新型コロナワクチン接種状況について」でございます。

8月22日時点での接種の進捗状況についてでございます。

4回目の接種率は、60.6%、県全体の47.8%を10ポイント以上うわ回り、順調に接種が進んでおります。

一方、3回目の接種率は、全体で62.7%、接種率が低迷していた20代・30代については、週に0.5ポイント程度ずつ上昇しているものの、依然として県内最下位です。接種率向上に向けては、これまで実施してきた広報塔での呼びかけや、市ホームページ、LINE等での情報発信により、周知啓発を引き続き行っているところでございます。

市民の皆さまには、市内の深刻な感染状況、そして、医療現場の危機的な状況を強く認識していただき、早期にワクチン接種を受けること、そして、改めて一人ひとりが感染リスクを避け、重症化リスクの高い方を守るため、医療危機を回避するために必要な行動をとっていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

(3) 新居浜市プレミアム付き地域応援券について

(4) ごみ処理券使用方法の啓発動画について

<市長>

まず、「新居浜市プレミアム付き地域応援券について」でございます。

燃料高・物価高や長引く新型コロナウイルス感染症による市内の個人消費への影響を緩和するため、愛媛県・新居浜市連携事業として、新居浜市プレミアム付き地域応援券の販売を開始します。

1冊10,000円の応援券を5,000円で販売いたします。内訳は、取扱店舗のうち、新居浜市内に本社・本店がある店舗で利用できる地元応援券が3千円分、取扱店全店舗で利用できる共通券が7千円分となっております。

販売期間は、9月8日から10月31日まで、利用期間は、9月8日から12月31日までとしており、今週から購入引換券の発送を開始します。なお、取扱店舗につきましては、8月29日時点で663店舗です。

次に、「ごみ処理券使用方法の啓発動画について」でございます。

令和4年10月1日（土）から、「清掃センター・最終処分場への家庭ごみの直接搬入」と「大型ごみの戸別収集」が有料となります。これに伴い、令和4年9月1日（木）から市内のスーパーやコンビニエンスストア等の取扱店で「ごみ処理券」を販売いたします。

この「ごみ処理券」の使用方法を広く周知するため、動画を作成しました。

5分程度の動画になりますが、本日は冒頭の1分ほどの映像を映しますのでご覧ください。

(※1分ほど動画を上映)

この動画は新居浜市公式 YouTube チャンネルにて公開するとともに、LINE や Twitter の SNS やホームページ等で幅広く紹介してまいります。

また、市役所1階モニターで放映するとともに処理券取扱店内での啓発に役立てていただけるようPRしてまいります。

動画では、「ごみ処理券」の購入方法や実際の施設での使い方、大型ごみへのシールの貼り方等が収められております。また、ごみを減らすために、1人ひとり出来ることとして市内のリユースショップの利用も紹介していますので、是非ご覧いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。